

届けよう 君の想いを 未来へと

宮城県知事選挙

投票日
10月26日(日)

投票時間 午前7時～午後7時

宮城県知事選挙が10月9日(木)に告示され、10月26日(日)に投票が行われます。投票日当日の投票所は、市内55カ所。投票時間は、午前7時から午後7時までです。私たちの声を県政に反映させる重要な選挙です。あなたの大切な一票を忘れずに投じましょう。

投票できる人

次の要件をすべて満たす人が投票できます。
▼令和7年7月8日以前から登米市に住民登録している人

▼平成19年10月27日以前に生まれた人(満18歳以上)

※令和7年7月9日以降に宮城県内の他の市区町村から登米市に転入の届出をした方で前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、登米市長又は他の市区町村長から「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受けて投票所に持参するか、又は投票に行つた際に投票管理者に申請して引き続き県内に居住していることの確認を受けることにより、前住所地の投票所で投票できます。

「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」は、登米市では各総合支所の窓口で発行していますので、該当する方はどうぞご利用ください。

投票日の投票所

10月26日投票日の投票所は、裏面「投票所設置場所一覧」のとおりです。

投票所入場券をご確認の上、記載されている投票所で投票してください。

【持参するもの】

投票所入場券

投票支援カード

投票支援カードとは、投票所で代理投票などお手伝いを必要としている方が必要な支援の内容や配慮事項を記載して、投票所の係員へ知らせていただくためのものです。

用紙は、市ホームページからダウンロードできるほか、各投票所に設置しており、その場で記入することもできますので、ぜひご活用ください。

投票所来場者カード

今回の宮城県知事選挙から、各投票所に投票所来場者カードを設置します。

投票所来場者カードの交付を希望される方は、投票所の係員までお声がけください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などの用事で投票できない場合は、期日前投票ができます。

【持参するもの】

投票所入場券

※入場券裏面の「期日前投票宣誓書」に氏名等必要な事項を事前にご記入の上、ご持参ください。

【期日前投票は満18歳から】

期日前投票は、投票する日現在で満18歳以上である必要があります。例えば、平成19年10月23日生まれの方は、10月22日以降に期日前投票ができます。

投票所入場券

投票所入場券は、世帯主名で世帯全員分を一つの封筒で郵送します。(5名以上の世帯は2通以上になります。)

なお、紛失などで入場券がない場合でも、選挙人名簿に登録されている方であれば投票できますので、投票所の係員にお声がけください。

★期日前投票は市内どこの投票所でもすることができます。

期日前投票所設置場所	開設期間	開設時間
登米市役所 大会議室	10月10日(金) ～10月25日(土)	午前8時30分 ～午後8時
登米総合支所 庁議室	10月20日(月) ～10月25日(土)	午前8時30分 ～午後8時
東和総合支所 会議コーナー		
中田総合支所 ロビー		
豊里公民館 会議室		
米山総合支所 第1会議室	10月20日(月) ～10月25日(土)	午前9時30分 ～午後8時
石越総合支所 ロビー		
南方総合支所 シアターホール		
津山老人福祉センター 健康相談室		
イオンタウン佐沼 セントラルコート		

不在者投票

仕事や学業で他の市区町村に滞在している人、病院や老人ホームなどの指定された施設に入院(入所)している人は、その滞在地や施設で不在者投票ができます。

不在者投票をするには、投票用紙等の請求手続きが必要で、郵送等に日数を要しますので、早めに手続きをしてください。

詳しく述べ、施設または市選舉管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、「郵便等投票証明書」の交付を受けている場合は、郵便による不在者投票ができます。

【お問い合わせ】

市選舉管理委員会事務局

☎ 0220(22)2198

投票日 10月26日(日) 投票所設置場所一覧

投票時間
午前7時～午後7時

■ 迫町域

投票区	投票所	対象行政区
迫第1	とめ市民活動プラザ (旧迫にぎわいセンター)	八日町区、下舟丁区、一市区、小金丁区、本田区
迫第2	登米市役所 大会議室	駅前区、上舟丁区、内町区、西館区、中江区、萩洗区
迫第3	佐沼保育園	大網東区、大網南区、大網西区、新町区、江合区、横丁区
迫第4	佐沼小学校 体育館	駒木区、光ヶ丘東区、光ヶ丘西区、錦東区、錦西区、五日町区
迫第5	迫武道館	的場区、八幡区、鉄砲丁区
迫第6	森公民館 多目的ホール	東表区、西表区、平柳区、赤沼区
迫第7	北方公民館 多目的ホール	上沢区、舟橋区、山の内区、泥内区、仮屋区、三方島区、飯土井区
迫第8	永田構造改善センター	古宿区、天形区、永田区、山の上区
迫第9	新田公民館 体育館	坂戸区、新田駅前区、倉崎区、山ノ神区、大形区、小友区、茂栗区、品の浦区、菱の倉区
迫第10	大浦生活センター	大浦区、板橋区、駒林区、立戸区、上葉の木沢区

■ 登米町域

投票区	投票所	対象行政区
登米第1	登米公民館 大集会室	館山区、駅前区、前舟橋区、後舟橋区、新町区、我津郷区、三日町区、荒町区、上館区、鉄山区、蛭沢区、遠見台区、白野渡区、辺室山区、渡江区
登米第2	登米老人福祉センター	前小路区、後小路区、下町区、八丁田区、金沢山区、鉄西区、鉄東区、金谷区、下り松区、中町区、九日町区
登米第3	とよまつづら淵地区多目的センター	岡谷地区、大谷地区
登米第4	小島地区コミュニティセンター	小島区、東針田区、西針田区
登米第5	中通会館	宿小川区、中通区、五郎峯区、峯畠区
登米第6	北沢会館	北沢区、入谷区、羽沢区

■ 東和町域

投票区	投票所	対象行政区
東和第1	米谷公民館 研修室	米谷第1区、米谷第2区、米谷第3区、米谷第4区、米谷第5区
東和第2	東和相川・平倉地区多目的集会施設 ホール	米谷第6区、米谷第7区
東和第3	東和総合支所 会議コーナー	米谷第8区、米谷第9区、米川第7区、米川第8区
東和第4	米川公民館 多目的ホール	米川第1区、米川第2区、米川第3区、米川第4区、米川第5区、米川第6区
東和第5	及甚と源氏ボタル交流館 ホール	米川第9区、米川第10区
東和第6	錦織公民館 研修室	錦織第1区、錦織第2区、錦織第3区、錦織第4区
東和第7	旧嵯峨立小学校 職員室	錦織第5区、錦織第6区

■ 中田町域

投票区	投票所	対象行政区
中田第1	石森小学校 体育館	仲町区、新町区、城内区、白地区、二ツ木区、桑代区、長根区、細谷区、境堀区、南町区、新橋区
中田第2	加賀野小学校 体育館	野元区、駒牽区、本町畠中区、茶畠区、加賀野一区、表区、加賀野二区、南加賀野区
中田第3	中田総合支所 ロビー	蓬田区、蓬原区、十文字区、大柳区、新田区、籠壇区
中田第4	宝江ふれあいセンター 多目的ホール	東区、町区、館区、神畠区、森六荒谷区
中田第5	中田幼稚園 会議室	柴六区、並柳区、下道区
中田第6	弥勒寺北区多目的集会センター	弥勒寺南区、弥勒寺北区、金谷区、寺山区、長根区、神ノ木区、要害区
中田第7	旧上沼小学校 体育館	長崎区、冠木区、八幡山区、本宮区、大泉区
中田第8	浅水小学校 体育館	川面区、新小路区、新田区、小島区
中田第9	沼畠公民館	浅部区、巻区、沼畠区、長谷区、舟場区

■ 豊里町域

投票区	投票所	対象行政区
豊里第1	豊里鴻波コミュニティセンター 多目的ホール	山根区、白鳥区、鴻波区
豊里第2	豊里公民館 中ホール	上町区、新町区、横町区、長根区、加々巻区
豊里第3	下町集落センター	浦軒区、仲町区、川前区、下町区
豊里第4	下竹花文化会館 多目的ホール	十五貫区、大曲区、竹花区、保手区、庚申区
豊里第5	豊里二ツ屋生活センター	東二ツ屋区、西二ツ屋区、上谷地区

■ 米山町域

投票区	投票所	対象行政区
米山第1	善王寺コミュニティセンター 研修室	永沢区、森腰区、中新田区、朝来区
米山第2	吉田公民館	鈴根区、江浪区、大又区、相ノ山區、今泉区、貝待井区、山吉田区、町吉田区
米山第3	新田集落センター	狐崎区、畠崎区、新田区、中坪区
米山第4	米山農村環境改善センター 多目的ホール	後小路区、下小路区、平坪区、十日町区、中町区、三日町区、新町区、砥落区、八軒小路区
米山第5	中津山公民館 視聴覚室	追土地区、清水区、六軒屋敷区、栗ヶ崎区、瀬ヶ崎区、城内区、的場区、猪込区、野手谷地区、斎藤区、千賀区

■ 石越町域

投票区	投票所	対象行政区
石越第1	石越総合支所 ロビー	遠沢区、第1区、長根区、第2区、赤谷区、寺山区、第8区、第9区、第10区、第11区、芦倉区、海上連区
石越第2	第三集落センター	渡川区、第3区、第4区
石越第3	石越駅前コミュニティセンター	新道区、駅前区、第7区
石越第4	第13区多目的集会所	第12区、第13区、第14区

■ 南方町域

投票区	投票所	対象行政区
南方第1	北本郷公民館	峯区、北本郷区、大門区
南方第2	東郷公民館 (南方老人福祉センター) 集会室	細川区、裏大岳区、北大畠区、南大畠区、大岳区、梶沼区
南方第3	青島公民館	板倉区、沢田区、青島区、須崎区
南方第4	南方公民館 多目的ホール	原区、松葉区、砥落区、大袋区、山成区、新高石区、高石区、苔下区
南方第5	柳沢生活センター	柳沢区、沼崎区
南方第6	西郷公民館 (南方就業改善センター) 研修室	狼掛区、畠岡区、一ノ曲区、苔上区、平貝区

■ 津山町域

投票区	投票所	対象行政区
津山第1	津山老人福祉センター 健康相談室	東下在区、西下在区、平形区、元町1区、元町2区、本町一丁目区、本町二丁目区、本町三丁目区、本町四丁目区、宮町区、小川町区、石貝区、入沢区、黄牛町区
津山第2	津山公民館 講堂	横山3区、横山4区、横山5区、横山6区、横山7区、横山8区、横山9区、横山10区、横山11区
津山第3	津山南沢多目的集会所 和室	横山1区、横山2区

★中田町域の第6投票区及び第8投票区は、7月の第27回参議院議員通常選挙から投票所が変更となっていますのでご注意ください。

※その他の投票所は、変更ありません。

【中田第6投票区】 上沼ふれあいセンター ⇒ 弥勒寺北区多目的集会センター

【中田第8投票区】 浅水ふれあいセンター ⇒ 浅水小学校

[開票日] 10月26日(日)

[開票時間] 午後8時30分～

[開票場所] オサベフーズ迫体育館

※登米市ホームページへ開票速報を掲載しますので迫体育馆への直接の連絡は、ご遠慮願います。